

# 介護支援分野

	内容
第1章	介護保険制度創設・背景
第2章	国・都道府県・保険者（市町村）の責務
第3章	保険者・被保険者
第4章	要介護認定
第5章	保険給付の種類
第6章	介護報酬・支給限度基準額
第7章	利用者負担
第8章	サービス提供事業者・施設
第9章	介護保険事業計画
第10章	保険財政・保険料

---

# 第2章

# 国・都道府県・

# 保険者（市町村）の責務

# これがケアマネ試験だ！

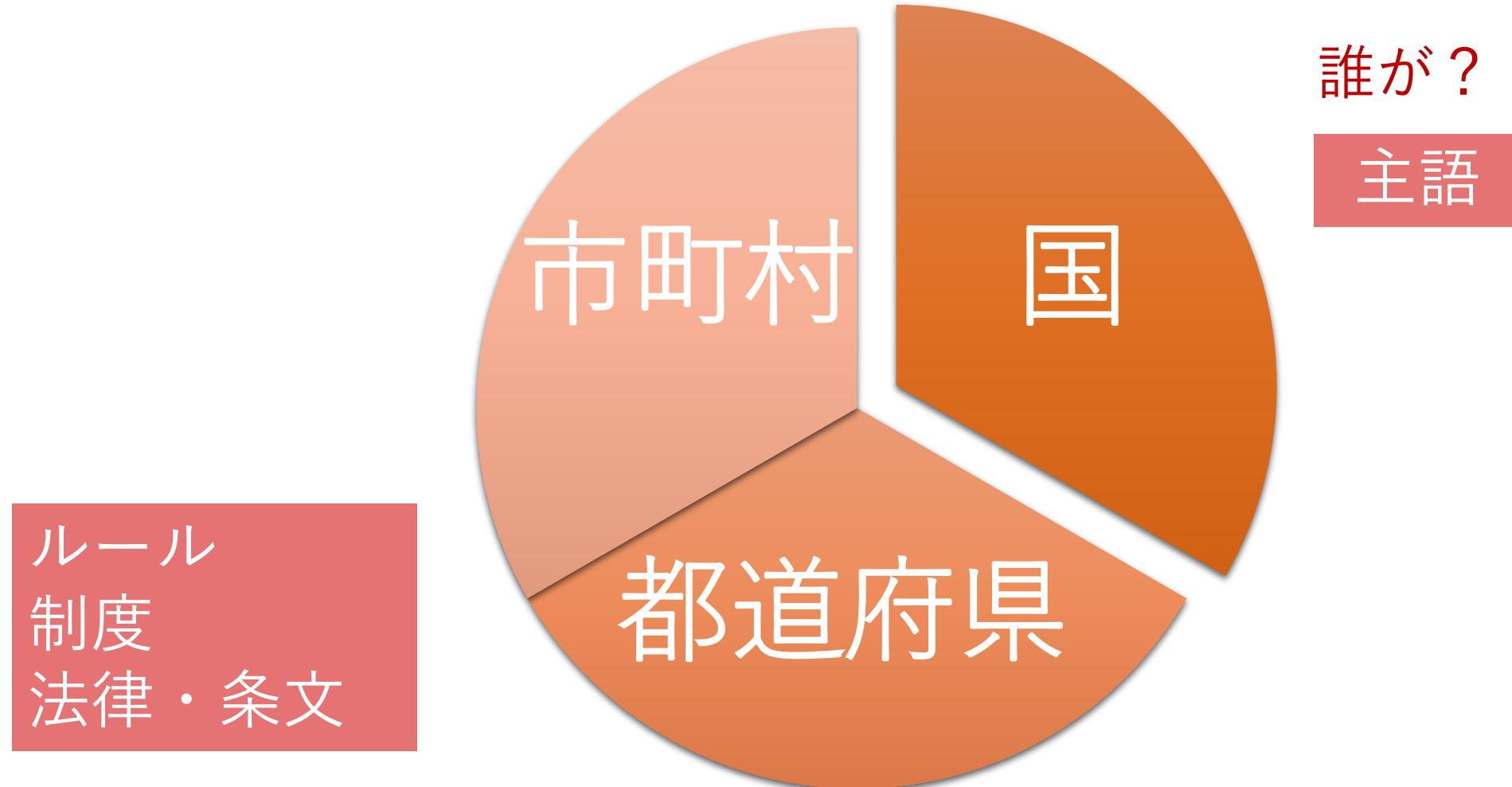
問題16 介護保険に関して市町村が有する権限について  
正しいものはどれか。3つ選べ。

過去問 介護支援分野（令和2年度第23回）

国  
都道府県  
市町村

- ① 被保険者の保険料に関し、被保険者の収入について調査する
- ② 住宅改修を行う者に対し、文書の提出を求める
- ③ 介護給付費・地域支援事業支援納付金の算定のために、  
医療保険者から報告を徴収する → **国（厚労省）または都道府県**
- ④ 被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況に  
について、年金保険者に対し資料の提供を求める
- ⑤ 介護サービス情報について、指定居宅サービス  
事業者を調査する → **都道府県**

# それぞれの役割



# 国の主な事務



- ・法令の制定
- ・要介護認定の**基準**づくり
- ・区分支給限度**基準額**の設定
- ・介護保険事業計画の**基本指針**の決定 等

基準

公平性

# 都道府県の主な事務



- ・介護保険審査会の設置
- ・財政安定化基金の設置
- ・介護サービスの情報の公表に関する事務
- ・介護支援専門員に関する事務 等

広域的支援

市町村へ

# 市町村の主な事務



- ・介護保険被保険者証の発行
- ・要介護認定に関する事務
- ・介護認定審査会の設置
- ・地域支援事業の実施 等

保険者として